

「企業買収における行動指針」の公表について

経済産業省は、公正なM&A市場における市場機能の健全な発展により、経済社会にとって望ましい買収が生じやすくなることを目指し、買収を巡る両当事者や資本市場関係者にとっての予見可能性の向上や、ベストプラクティスの提示に向けた検討を進めるべく、令和4年11月に「公正な買収の在り方に関する研究会」を立ち上げました。

同研究会では、諸外国における法制度や実務、国内外の関係者から提供された意見等も踏まえつつ、我が国におけるM&Aを健全な形で更に発展させていく観点から、買収に関する当事者の行動の在り方等について検討を行ってきました。同研究会の検討を踏まえ、「企業買収における行動指針(案)」を令和5年6月に公表し、同年5年6月8日(木曜日)から同年8月6日(日曜日)までの60日間、広く意見の募集を行いました。

内外の50の個人及び団体からご意見をいただいたところ、その結果も踏まえ、令和5年8月31日、上場会社の経営支配権を取得する買収を巡る当事者の行動の在り方を中心に、M&Aに関する公正なルール形成に向けて経済社会において共有されるべき原則論及びベストプラクティスを提示した「企業買収における行動指針」を公表いたしました。公正なM&A市場における市場機能の健全な発揮により、経済社会にとって望ましい買収が生じやすくなることを目指し、今後は、本指針の周知を進め、本指針に沿った実務の普及・浸透を図ってまいります。

経済産業政策局産業組織課

電話:03-3501-1511(内線 2621)

メール:bzl-s-sansei-sangyososhiki★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。